

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たの翌日が休日には、その日と同様)

規則

鳥取県公安委員会の委員服務規則を廃止する規則をここに公布する。
昭和四十五年三月十日

目次

規則 鳥取県公安委員会の委員服務規則を廃止する規則

告示 健康保険法による保険医等の登録

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

鳥取県規則第九号
鳥取県公安委員会の委員服務規則を廃止する規則
鳥取県公安委員会の委員服務規則（昭和二十二年一月鳥取県規則第五号）
は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

鳥取県告示第二百五十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

- ◇選管告示 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の廃止
- ◇選管告示 選舉管理委員会の招集
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇公 告 昭和四十五年度上期高圧ガス作業主任者試験の実施
- 林業改良指導員資格試験の合格者

鳥取県知事

石 破 二 朗

昭和四十五年三月十日

二 朗

朗

鳥 取 県 公 報

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡本 延雄	倉吉市福山一三五	鳥取第二八四号	昭和四十五年二月二十三日
大島 隼人	八頭郡船岡町大字船岡一九七の一九	鳥取第二八五号	昭和四十五年二月二十五日

木村美津子 米子市大崎七八〇
鳥取第二四四号 昭和四十五年二月九日

鳥取第二四四号 昭和四十五年二月九日

鳥取第二四四号 昭和四十五年二月九日

鳥取県告示第百五十二号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号

岡本延雄

氏名

登録の年月日

昭和四十五年二月二十三日

鳥取県告示第百五十四号

鳥取県地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第二十二期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十二号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第百五十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号

神田道郎

登録の年月日

昭和四十五年一月十二日

鳥取県第一四七五号

神田道郎

昭和四十五年一月十二日

第一四七六号

井上寛

昭和四十五年一月十二日

一 推薦する者の資格
鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 推薦書(様式①)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して知事に提出すること。

(二) 労働組合資格審査申請書(様式②)を推薦期間内に、所轄労政事務所を経由して鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付すこと。

五 推薦の期間

昭和四十五年三月十日から昭和四十五年三月十八日まで

様式①

推 薦 書

年 月 日

鳥取県知事

殿

所 在 地

労働組合の名称

代 表 者 名

(印)

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月 日	現住所	労働者の所属組合の名称及びそ の地位		労働者の所属 職場の名称及 びその地位	経 歴	備考
			組合の名称	地位			

(注) 「経歴欄」には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

様式(2)

労働組合資格審査申請書

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年三月十日から施行する。

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所 在 地

労働組合名

代表者名

⑩

別表を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者の推薦手続に参与したいので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査してくださいるよう下記の書類を添えて申請します。

茨城県新治郡 栃木県足利市 同県芳賀郡 同県真岡市 群馬県桐生市
 同県藤岡市 埼玉県入間郡 同県岩槻市 同県深谷市 同県比企郡 山
 梨県東八代郡 同県埼玉市 静岡県藤枝市 三重県伊勢市 同県度会郡
 兵庫県佐用郡 岡山県赤磐郡 同県浅田郡 広島県安佐郡 山口県宇部
 市 愛媛県越智郡 高知県高知市 佐賀県佐賀郡 大分県西国東郡 宮
 崎県兜湯郡

鳥取県告示第百五十六号

- 1 労働組合の規約
 2 労働協約
 3 その他資格の立証に必要な資料

- (1) 役員名簿
 (2) 経理状況
 (3) 従業員数及び組合員数（男女別）
 (4) 組合事務所の借上状況
 (5) 福利厚生の援助を受けている状況
 （資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨
 付記すること。）
- （第三種郵便物認可） 昭和45年3月10日 火曜日
- 鳥取県知事 石 破 一 朗
- 昭和四十五年三月十日
- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
 二 實施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査

別表

実施期日	実施区域	実施場所
三月 十六日	日南町	笠木、茶屋検診場
" 十七日	"	大菅、上阿毘縁、下阿毘縁
" 十八日	"	萩原、萩山、多里、新屋
" 十九日	"	霞、丸山、三栄、宮内、河上
" 二十日	"	折渡、印賀、本山
" 二十三日	溝口町	富江、大坂、白水、根雨原
" 二十五日	"	莊、父原、古市、中祖、宇代
" 二十六日	"	岩立、金屋谷、大平原
" 二十七日	"	上野、大江、溝口、長山
" 三十日	"	福岡、畑池、間地、福居、焼杉

鳥取県告示第百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字尾際字南平一二一三の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

砂防設備敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。）

鳥取県告示第百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一條第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

日本国有鉄道

二 事業の種類

根雨駅貨物設備改良工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

日野郡日野町根雨

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十五年三月十日から昭和四十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第百五十九号

防火建築帯造成補助金交付規程（昭和二十七年八月鳥取県告示第四百九号）は、廃止する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和四十五年三月十日

鳥取県告示第百六十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）は、昭和四十五年三月十日限り廃止する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県教育委員会告示第五号
定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。
鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

昭和四十五年三月十日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

一日時 昭和四十五年三月十三日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町県教育委員会 委員室

三 議題 (1) 県立高等学校学則等の一部改正について
(2) その他

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第七号**

昭和四十五年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県選挙管理委員長 加 藤 章

鳥取県公安委員会告示第十一号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十五年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十五年三月十九日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇（鳥取県警察本部内（県庁七階））

鳥取県公安委員室

教育委員会告示**公安委員会告示**

1 驚聞当事者の住所及び氏名

鳥取市立川町五丁目

鳥取市末広温泉町三丁目

鳥取市末広温泉町三丁目

鳥取市吉原町五丁目八〇九
鳥取市吉方温泉町三丁目八〇五

末光玲子

末光玲子

末光玲子

末光玲子

末光玲子

第三種冷凍

第三種冷凍

第三種冷凍

第三種冷凍

第三種冷凍

まで

まで

まで

まで

まで

学及び基礎的な機械工学

学及び基礎的な機械工学

学及び基礎的な機械工学

学及び基礎的な機械工学

学及び基礎的な機械工学

2

2

2

2

2

3

3

3

3

3

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和45年度上期高压ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年3月10日

鳥取県知事 石破二朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験科目	試験の時間
丙種化学主任者免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令及び液化石油ガスの保安の確保及び取り扱いの適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令	9時30分から10時30分まで
液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化	10時40分から12時10分まで

公 告

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課にて提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真1枚 手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受験願書の写真欄にはりつけること。

4 手数料及びその納付方法

(1) 手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和45年4月10日から4月30日まで

(第三種郵便物認可) 昭和45年3月10日 火曜日 報公県取鳥

6 受験票

受験願書を受理した者には、受験票を交付する。

7 その他

(1) 受験願書等の用紙は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県L.Pガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備えつけてある所定の用紙を用いること。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) その他不明な点は、鳥取県商工労働部商工振興課に問い合わせること。

昭和45年2月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和45年3月10日

鳥取県知事 石破二朗

寺坂国光